

# 総社市教職員 携帯電話等使用規程

総社市教育委員会  
総社市小中学校長会

## 第1条（総則）

この規程は、本市小中学校教職員の携帯電話等の取り扱い並びに生徒及び保護者との連絡について定めるものである。

## 第2条（校内での取り扱い）

業務中は、原則として職員室から携帯電話等を持ち出さない。

運動場における体育の授業、校外活動、インターホンのない場所での部活動等、緊急連絡が必要となる可能性がある場合は事前に管理職に届け出て持ち出すこと。

## 第3条（原則使用禁止）

生徒及び保護者の携帯電話等に電話又は電子メールをすることは、原則として禁止する。

## 第4条（連絡方法）

- 1 教職員が、生徒及び保護者へ連絡をする場合は、学校の固定電話から家庭の固定電話に連絡すること。ただし、生徒個人カード等に緊急連絡先として携帯電話等の番号が記載されている場合は、その携帯電話等に連絡するものとする。
- 2 生徒及び保護者から担任、その他の教職員へ連絡する場合は、原則として学校の固定電話に連絡するよう周知すること。
- 3 部活動等で出先から保護者へ連絡をする必要がある場合は、総社市メール配信システムを利用すること。

## 第5条（使用の許可）

緊急事態等の発生により、迅速な対応が必要で、他に連絡手段がない場合、また、不登校児童生徒等で、他に意思の疎通が困難な場合に限り、第3条の規程にかかわらず、生徒に対して個人の携帯電話等を使用することを許可する。

その場合は、事前もしくは事後速やかに管理職に届け出ること。

## 第6条（使用上の注意）

第5条により個人の携帯電話等を使用する場合は、以下の点を厳守すること。

- (1) 職務外では絶対に使用しないこと。また、取得した携帯電話の番号等は、個人情報として適切に取り扱うこと。
- (2) 携帯電話の番号等の保存が必要でなくなった場合は、速やかに削除すること。

## 第7条（学級及び部活動の連絡網の作成）

学級及び部活動の連絡網の作成に当たっては、次のことを厳守すること。

- (1) 連絡網の記載は氏名のみとし、電話番号については、連絡網の各個人の前後必要最小限の人の番号を互いに確認し、記入をするものとする。
- (2) 長期休業中の指定された登校や部活動等の欠席連絡等は、学校の固定電話に連絡するか、友人を通じて関係教職員に連絡するかのいずれかの方法で行う旨を生徒及び保護者に周知すること。

## 第8条（その他）

その他生徒の安全確保等のため、やむを得ず携帯電話等の利用の必要性が想定される場合は、事前に管理職に相談すること。